

改正

平成18年 4 月 1 日条例第216号

平成19年 3 月15日条例第 3 号

令和元年12月11日条例第12号

南部町表彰条例

(目的)

第 1 条 この条例は、町の政治、経済、文化、社会福祉その他各般にわたって町政の振興発展に寄与し、又は広く衆人の模範と認められる行為があつた個人又は団体を表彰し、もって町の自治振興を促進することを目的とする。

(表彰を行う者)

第 2 条 表彰は、町長が行う。

(表彰の種類)

第 3 条 表彰は、功労褒賞及び善行表彰の 2 種とする。

(功労褒賞)

第 4 条 功労褒賞は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 永年にわたって地方自治の振興発展に貢献し、その功績が特にすぐれた者
- (2) 教育、学術、芸術及び体育等文化の発展に寄与し、その功績が特にすぐれた者
- (3) 社会の福祉、民生の安定に寄与し、その功績が特にすぐれた者
- (4) 保健衛生の向上に寄与し、その功績が特にすぐれた者
- (5) 産業、経済、土木、交通等の振興発展に貢献し、その功績が特にすぐれた者
- (6) 産業上の有力な品種改良育成及び国家的収穫並びに発明発見をなした者
- (7) 貯蓄、納税、消防及び統計について著しく貢献し、又はすぐれた成績をあげた者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、功績顕著で特に表彰することが適当と認められる者

(善行表彰)

第 5 条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 多年にわたり町の公益に関する事業に尽力し、又は公務を助力し、その功績顕著な者
- (2) 町の公益のため多額の金品を寄附し、又は寄篤の行為があつた者
- (3) 非常の災害に際し、自己の危難を顧みず、人命を救助した者又は治安の維持に著しく貢献した者
- (4) 町の名誉を著しく高揚した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、善行が特に顕著であると認められる行為があつた者

(表彰の基準)

第 6 条 前 2 条に掲げる表彰の基準は、別に定める。

(表彰の方法及び待遇)

第 7 条 功労褒賞は、功労者章、褒賞状及び銀盃を贈ってこれを行う。

2 功労者章は、終身これはい用させ、町の儀式行事又は公会に招待し、死亡したときは祭祀料及び弔詞を贈呈することができる。

3 善行表彰は、表彰状及び記念品を贈ってこれを行う。

(故人に対する表彰)

第8条 故人に対する表彰は、第4条の功労褒賞については褒賞状及び銀盃を贈ってこれを行い、第5条の善行表彰については表彰状及び記念品を贈ってこれを行う。

(被表彰者の欠格事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第4条及び第5条の規定にかかわらず、原則として表彰は行わない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 刑罰を受けた者で町長が必要と認める期間を経過しない者
- (3) 起訴されている者
- (4) その他表彰することが不適当と認められる者

(待遇の停止)

第10条 第4条の規定により褒賞を受けた功労者が前条各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に対する第7条第2項の待遇は、停止する。

(表彰の期日)

第11条 表彰は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日又は町の公儀式その他の佳節にこれを行う。ただし、他の期日に表彰することが適当と認められるときは、その期日に行うことができる。

(推薦の方法)

第12条 町民は、第4条又は第5条各号のいずれかに該当し、表彰することが適当と認められる個人又は団体があるときは、各課長を経て町長に推薦することができる。

- 2 各課長（これに相当する職にある者を含む。以下「課長等」という。）は、表彰すべき個人又は団体があると認めるときは、担当課長を経て町長に推薦しなければならない。
- 3 前2項の推薦は、表彰推薦書に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事績調書
- (2) 身上調書
- (3) 履歴書

- 4 前項の推薦をした後に第9条に該当することとなったとき、又は推薦内容に異動又は変更があったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(表彰審査会)

第13条 町に、表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、町長の諮問に応じ表彰に関する事項を審査する。
- 3 審査会は、会長、副会長及び委員若干人をもって組織する。
- 4 会長には副町長、副会長には教育長、委員には各課長等をもって充てる。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 会議は、会長が招集する。
- 7 審査会は非公開とし、審査会の内容は、他に漏らしてはならない。
- 8 審査会の運営について必要な事項は、町長が定める。

(被表彰者の名簿)

第14条 表彰された者の氏名及び団体名は告示し、功績並びに必要な事項はこれを功労者及び善行者に区分して名簿に登録し、永久に保存する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の名川町表彰規則（昭和61年名川町規則第12号）、南部町表彰条例（昭和40年南部町条例第7号）又は福地村表彰条例（昭和56年福地村条例第18号）の規定により表彰を受けた者は、それぞれこの条例の規定により表彰を受けた者とみなす。

附 則（平成18年4月1日条例第216号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月15日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月11日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。